

令和3年度大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金に係る交付基準

(趣旨)

府は、ゴールデンウィーク期間において、発熱患者等の診療・検査体制を確保し、検査件数を正確に把握するため、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関が行う検査や報告に対する謝金として、令和3年度大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金（以下「協力金」という。）を交付する。

(要件)

府もしくは府内の保健所設置市と行政検査の委託契約（集合契約含む）を締結している医療機関のうち、検査実施人数を管轄保健所等に報告していることを条件とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ② 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ③ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(交付額)

令和3年4月29日から令和3年5月5日までに実施した新型コロナウイルス感染症の保険適用による検査人数に応じて1人あたり10,000円を交付する。ただし、既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は含まない。

(申請)

協力金の交付を希望する医療機関は、知事に対し、申請書（様式第1号）及び府の指定する書類をその定める期日までに提出しなければならない。

(書類審査及び支払)

知事は、交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、交付すべきと認めるときは、速やかに協力金の交付を行う。

(実地検査等)

知事は、協力金の適正な執行を図るため、必要に応じて医療機関に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に当該医療機関の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(返還)

知事は、実地検査等の結果、協力金の減額をすべきと認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

- ① 当該協力金に係る証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。
- ② この基準に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。